

項目	質問内容	回答
補助金を受けることのできる方	町会は対象となるのか	なります。必ず町会長を申請者としてください。
補助金を受けることのできる方	当町会は班単位で施設の管理を行っているが申請単位はどうすれば良いのか。班長名で良いのか。	町会属する施設においては町会単位での申請となりますので、町会長名にて申請をお願いします。
補助金を受けることのできる方	当町会は町名のみではなく地域名のある町会だが、どのような記載で申請者とすればよいのか。	市民生活課の佐野市町会に関する規則別表のとおり記載してください。
補助金を受けることのできる方	営利法人は対象外とのことだが例えばどんな法人が対象外か	株式会社、合同会社、合名会社、公益認定を受けていないうち一部の一般社団法人・一般財団法人 等
補助金を受けることのできる方	市外に住んでおり、佐野市内に樹木や土地を有しているが対象となるのか	対象外となります。
補助金を受けることのできる方	被害木と思われる木を多く所有しており、多額の費用が発生すると見込まれるが、夫と妻で2回に分けて申請してよいか	個人においては同一世帯、団体においては同団体において、交付は同年度に1回限りとなっておりますので不可です。
補助金を受けることのできる方	私は所謂非営利の任意団体の代表をしているが、申請の可否と補助金を受けることができる場合はどのような書類を持参すればよいか	<p><申請可能な人格のない団体の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同の目的のために結集した人的結合体であるか ・ 団体としての組織を備えているか ・ 多数決の原理が行われているか ・ 構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続することとされているか ・ その組織によって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているか(規則等)

		<p>法人格のありなしに関わらず、団体として申請の際に添付いただく書類の一例</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体の定款、規則等 (2) 団体の活動実績が分かる資料 (3) 団体の総会議事録 (4) 団体の収支報告書 (5) 口座等に関する書類 (6) 持参者の本人確認書類（運転免許証等、顔写真付きの公的機関の発行した証明書類 ※代表者以外の場合は代表者の委任状）
<p>補助金を受けることのできる方</p>	<p>私は高齢で自身で伐採等が厳しく、息子に伐採や処分を頼もうと思っているのだが、その際は私が申請者で息子に見積書を作成してもらい計画書に添付すれば補助対象となるか、難しいかお尋ねしたい。</p>	<p>本補助金の交付対象者の条件の一つで「被害木の伐採を事業者に委託して実施していること。」という条件がございます。</p> <p>「事業者」とは、個人事業者と法人をいいます。</p> <p>「事業」とは今回の場合、伐採等を対価を得て反復、継続、かつ、独立して行うことをいいます。</p> <p>今回の場合ですと、息子様が伐採等を日常的に事業として行っている、または伐採等の事業を行っている団体にお勤めでその団体の見積書であれば対象となりますし、1回限りの所謂実家の整理の一環的な予定であれば対象にならないかなと思われます。</p>

<p>補助金を受けることのできる方</p>	<p>私は佐野市には住んでいないが佐野市に被害木と思われる樹木がある土地を所有している。この樹木を伐採した場合、佐野市の補助が対象になるか教えてください。</p>	<p>個人の所有か、営利を目的とする法人ではない団体の所有かのご相談で回答が異なります。</p> <p>本補助金は交付対象者の要件の1つに「市の区域内に住所を有すること。」の項目があります。</p> <p>よって、個人の場合は佐野市にお住まいでないとは対象にはなりません。</p> <p>団体の場合は、例えば国税庁のHPで法人番号が検索できますが、当該団体の本店又は主たる事務所の所在地が佐野市内であれば対象となりうる場合がございます。他にも条件がございますので個別でのご対応となります。詳細情報をお知らせください。</p> <p>なお、事業計画書提出前等に伐採を行うと補助対象とはなりませんのでご注意ください。</p>
<p>補助の対象となる経費</p>	<p>伐採と切断の違いは</p>	<p>伐採とは立木を根元から切ることを指します。</p> <p>切断とは伐採木を焼却施設の定める大きさ等に切断するものを差します。実施の場所や樹木の大きさ、処分方法により切断はないことも多々ありますので見積もりを業者等より徴取する際に確認をお願いします。</p>
<p>補助の対象となる経費</p>	<p>チップ化とは。破碎処理すればよいのか</p>	<p>クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアルより、チップ化処分は「全て2cm以下」となっておりますので、大まかな破碎では処分とならず2cm以下の粉碎が必要です。</p>

補助金額	額でいいのか	満額の定義にもよりますが、補助経費は3分の2以内で上限がございますので、必ずご自身の持ち出し分は発生します。 ※令和6年9月以降より補助割合は3分の2以内から6分の5以内へ補助率が変更となりました。
伐採期間	9月1日から伐採期間となっているがそれより前の期間に伐採することは可能か	原則9月1日以降となりますが、緊急時（適正な時期を待つと生態系へ多大な影響を与えると判断されるような被害木や、倒木等により人に加害の可能性があるような場合）は伐採可としております。但し、伐採方法、伐採後の梱包方法、処分方法等に指定、制限が多くございますので詳しくは窓口へお越しください。 ※本件は対クビアカツヤカミキリについての回答になります。他のカミキリムシに関しては時期が異なるものも存在します。
申請から交付までの流れ	事業計画書には見積書を添付することとなっているが、明細はどのようなものの記載が必要等、注意事項はあるか	①伐根の費用は対象外となりますので、伐根をされる場合は伐根費用を除いたものを添付してください。 ②事業計画書の補助対象事業に○をつけられた明細がわかるように作成を依頼してください。伐採一式や、運搬料処分費を含むといったそれぞれの明細がわからない見積書は不可です。

<p>申請から交付までの流れ</p>	<p>佐野市クビアカツヤカミキリ被害木伐採費補助金交付申請書兼請求書へ添付する資料は、原本、写しなど指定はあるのか</p>	<p>・佐野市クビアカツヤカミキリ被害木の認定に関する通知 →原本のみ 被害木の伐採等に係る領収書 →写し可 補助対象経費の詳細が確認できる書類 →写し可 被害木の現況写真 →写し可ですがカラーをお願いします。</p>
<p>申請から交付までの流れ</p>	<p>どのような写真を準備すればよいか</p>	<p>補助対象事業に○をつけられたもの全ての、実施前、実施中、実施後の写真が必要です。処分関係（焼却、チップ化）は申請者ご自身で撮ることは難しい事業所もあると思われるので、伐採等を委託された業者等に依頼されているケースが多いようですが、別途費用が発生することもあるようですので必ず見積もり徴取時に依頼予定の業者等にご相談ください。</p>

申請から交付までの流れ	所有者が多忙につき申請窓口に行くことができないのだが、代理の者を行かせて良いか	原則として、所有者（管理者）本人にお越しいただき現地状況や書類の確認、現地確認の日程調整等々させて頂いておりますが、所有者（管理者）様に事情がありお越し頂けない場合は、代理人は所有者（管理者）様の関係者に限りませんが（見積依頼業者を委任先とすることは不可）、手続きの委任（所謂委任状を作成）を頂き様式第 1 号をご提出の際に委任状を提出いただければ代理人の方と申請について手続きを進めることはできます。
その他	根も取りたいのだが可能か	伐根に関しては補助対象事業ではありませんので、補助はございませんが、伐根自体は問題ございません。
その他	事業計画書は提出済みだが補助金申請書の提出が3月になりそうだが間に合うか	2月末日までが申請期限となっておりますので、補助金申請はできません。